

文書による事前教示制度(関税評価) の手続の簡素化を図りました

- ▶ 文書による事前教示制度(関税評価)をより利用しやすい制度にするため、照会書様式のうち確認書(チェックシート)の項目を大幅に削減するなど、手続の簡素化を図りました。
- ▶ 税関から回答した文書回答の内容は、納税申告の審査の際に尊重され、貨物の早期通関にも役立ちますので、税関では本制度のご利用をお勧めしております。

改正内容

■ 事前教示照会書の様式の簡素化

- ✓ 事前教示を照会するにあたって照会者に事前に確認していただく事項を記載している照会書別紙2(確認書)について、この項目を従来の<u>15項目</u>から6項目に削減しました。
- ✓ 確認書から削除した項目については、必要に応じ、各税関で確認を行うことになります。

■ その他の改正について

- ✓ 照会の内容が、「取引等に係る関税評価上の取扱い等が、過去に公開された 文書回答等により明らか」であるかどうかにかかわらず、照会できること としました。
- ✓ 記載欄が不足する場合に、任意の様式を続きとして添付する際に求めていた割印は不要としました。

文書による事前教示制度(関税評価)の詳細については、税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/index.htm) をご利用ください。ホームページから、照会書(C1000 - 6)のダウンロードもご利用できます。